

第36回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月26日(金) 午前10時00分から午前11時00分

2. 開催場所 新井総合コミュニティセンター 2階 大会議室

3. 出席委員

(1) 農業委員(16名)

会長	9番	安原 義之					
会長職務代理者	16番	市川 政一					
委員	1番	渡邊 春男	2番	東條 進	3番	尾島 和幸	
	4番	加藤 謙太郎	5番	丸山 善明	6番	荒川 美子	
	7番	宮尾 俊一	10番	飯塚 淳一	11番	内田 芳昭	
	12番	斎木 壽次	13番	山川 政明	14番	霜鳥 勝範	
	15番	生井 一広	17番	尾崎 香			

(2) 農地利用最適化推進委員(17名)

石山 清一郎	古川 省治	山本 重和	竹内 則孝	金子 稔	
矢坂 信昭	杉原 福栄	朝比奈 聡	飯吉 幸二	堀川 恒一	
山下 利秋	内田 吉春	関原 正晴	小島 好市	宮下 紀昭	
高田 建治	清水 良恵				

4. 欠席委員 8番 丸山 嘉之

5. 提出議題

報告第5号	12月分許可状況について
報告第6号	農用地利用集積計画変更届出について
報告第7号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第8号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
報告第9号	農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について
報告第10号	空き家に付随する農地の下限面積の別段の面積に関する取扱規定の制定について
議案第5号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第6号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第7号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第8号	農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第9号	農用地利用集積計画について
議案第10号	令和3年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長	吉越 哲也	次長	西澤 明夫
係長	宮下 桂子	主査	竹田 由之

7. 会議の概要

事務局長

お疲れ様でございます。
本日の出席委員の報告をいたします。
ただいまの出席委員は16名でございます。
それでは、安原会長、お願いします。

会長

皆様、おはようございます。ご苦勞様でございます。
3年の任期で今日が、最後の総会ということになります。
大変、3年間ご苦勞さまでございました。
また、6年間やっていただいた方もいらっしゃると思いますが、振り返りますと、大変な時期でもありました。
今日、総会の最後に、挨拶をしていただきたいと思いますと考えております。
さて、新聞等々で皆様も見ておられるかと思いますが、令和3年度の妙高市の予算、農業委員会に関わる予算も出ております。
最近、また鳥獣が大変増えているような状況でございますが、国から妙高市鳥獣対策協議会への補助金交付が、実施予定箇所、31箇所で交付金額が614万円となっており、また、市からの電気柵の貸し出し支援ということで、限度額なしの3分の2補助の49箇所、268万円というような予算が計上されております。
農業委員会は、この3年間の間に、人・農地プランの実質化という大変な作業をして参りました。その中で、アンケート調査を実施し、その回収を皆様からご協力いただいたわけでございます。
対象人数が3,100人、回答者数が2,397人ということで、回収率77.3%の成果を上げることができました。
また、地区別懇談会も35回実施し、担い手懇談会も斐太、矢代、原通で3回実施をしてございます。今年、プランが決定され、これから、このプランをもとに、どのような方向でやっていくかが、これからの課題の一つであると思います。
さらに、違反転用についても皆様の農地パトロールから発見をいただき、行政書士会の支部に再発防止に向けた申し入れをさせていただくようなこともございました。
法制度が変わり、地元の方々がこの方だということで、委員に選んだ皆様であったからこそ、このような素晴らしい成果に繋がったのではないかと思うわけでございます。
また、再任される方については、新しく入る方に、ご指導をしていただき、スムーズな運営に繋がりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
それでは、座らせていただいて、議事に入りたいと思います。

議長

妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第36回妙高市農業委員会総会を開会いたします。
最初に議事録署名委員を指名いたします。7番の宮尾 俊一委員、10番の飯塚 淳一委員、よろしく願いいたします。
本日の議題については、報告事項が6件、議案が6件です。
公正かつ厳正なご審議をお願いします。

議長

まず、報告事項ですが、

- ・報告第5号 12月分許可状況について
- ・報告第6号 農用地利用集積計画変更届出について
- ・報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・報告第8号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
- ・報告第9号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について

・報告第10号 空き家に付随する農地の下限面積の別段の面積に関する
取扱規定の制定について
事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項のうち、私の方から報告第5号から第8号について、説明させていただきます。

1ページ、報告第5号、12月分許可状況についてをご覧ください。

令和2年12月に申請されましたものは、3条申請が4件と、5条申請が1件、事業計画
変更承認申請が2件でした。

いずれも慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会の許可となっております。

次に、2ページ 報告第6号、農用地利用集積計画変更届出についてをご覧ください。
内容につきましては、賃貸借料の変更が1件で、えちご上越農業協同組合を介しました円
滑化事業です。今までは、賃貸借で金額が発生しておりましたが、使用貸借に変更するも
のです。

次に、3ページ 報告第7号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご覧
ください。12月に届出がありました。合意解約は9件です。

3ページ 5番については、生産調整のために、保全管理の対象地となっていたもので、
解約後も引き続き保全管理となります。その他につきましては、解約後は、他の方との貸
借予定、所有権移転、自作となっております。

次に、4ページ 報告第8号、農地法第3条の3の規定による届出件数報告についてで
す。1月に届出のありました、相続件数は、相続によるものが12件で、新たなあっせん
希望は1件です。この方ですが、現在、貸借しているのですが、将来的に売却をしたいと
考えているそうです。埼玉県に居住している方なので、コロナウイルスの感染が落ち着い
たら相談に来られるということです。

以上、報告第5号から第8号について説明させていただきました。

事務局 それでは、報告第9号、農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について、5ページ
をご覧ください。

こちらは、始める時期が、令和2年1月1日から12月31日までの新規及び継続の利
用権設定による賃借料の情報について、まとめたものであります。

中段の一覧表の下の※印をご覧ください。括弧書きのデータにつきましては、昨年、デ
ータがなかった地区で、直近の平均額のみを記載させていただきました。

賃借料の算出におきましては、例年通りですが、前年の金額よりも3割以上高額、もし
くは、低額のものについては、除いて算出をしていますし、双方の話し合いで用水費や土
地改良費などが加味されている場合があります。

また、使用貸借、無償の貸借につきましては、トータル市内で87件ありましたが、こ
ちらは含まれておりません。

その次のページ、6ページの参考賃借料の一覧と表、裏の両面印刷をいたしまして、3
月25日の農協の定期配送で、市内の農家に配布を予定しています。

以上、賃借料情報の提供についての報告とさせていただきます。

事務局 続きまして、本日配布させていただきました、報告第10号 空き家に付随する農地の
下限面積の別段の面積に関する取扱規程の制定についてと、報告第10号 空き家に付随
する農地の下限面積の別段の面積に関する取扱規程の運用の流れをご覧いただきたいと
思います。

昨日、25日付で、規程を制定させていただいたもので、先月の総会で、市長からの要
望書に基づく取り扱いについて、皆さんから了解をいただいたものを規程として、まと
めたものであります。

内容については、運用の流れをご覧いただきたいと思います。今、妙高市の下限面積の
別段の面積につきましては、1,000㎡ということで統一しておりますが、空き家の取

得に関する、その空き家に付随する農地に関する場合に限定をして、1㎡から筆ごとに地番設定をするということとさせていただきます。

そして、今後の運用の流れですが、今日、報告をさせていただきますして、来週以降、空き家に付随する農地を所有する方々に区域の設定の申請書をお送りして、その申請書が今後、農業委員会に提出をされます。それを受けまして、付随する農地があります地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員、そして事務局、それから地域共生課の職員で、現地確認を行う運びとなります。

こちらにつきましては、先月の総会で、3月から、もしかしたらお願いしますというようなお話をさせていただきましたが、これから申請書の提出をいただくということ、また、今年の降雪状況から考えますと、4月以降になるのではないかと考えております。

もし、3月中に提出があり、確認ができる状況であれば、お願いするかもしれませんが、今のところ4月から確認を進めるということで考えております。

その現地確認を受けまして、農業委員会事務局長が、農業委員会の会長に、現地の確認書を提出いたしまして、それを受けて、農業委員会の総会で調査結果を諮り、区域を設定する運びとなります。

その後、その土地の持ち主の方にその結果を報告し、その後、空き家を購入される方から、3条申請が出て参りましたら、審議いただき、許可、不許可を決定していただくこととなります。

また、登録したけれども、取り消しを要望するという場合は、取消申請書を提出していただき、取り消しを審議いただくという流れになっています。

先月、お諮りをいたしました別段の面積に関する取扱規程について制定されたということで、報告をさせていただきます。以上です。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に対しまして、農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いいたします。

議 長 　　無いようですので、続いて農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いいたします。

議 長 　　無いようですので、報告第5号から第10号までの報告事項6件については、ご了承いただきたいと思います。

議 長 　　次に、議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 　　議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、7ページをご覧ください。

　　今月の許可申請は、1件です。

　　申請地は、大字除戸地内、登記地目、田が2筆、登記地積合計5,895㎡であります。位置図は、資料No.3をご覧ください。

　　申請地は、現在、譲受人の父と譲渡人との間で利用権設定し、譲受人が父と共に耕作している農地で、今後も高齢となり耕作管理できない譲渡人の状況であることから、譲受人に相談したところ、合意に至り、これを機に贈与により譲受人に譲り渡すものです。

　　以上ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法に規定する不許可の項目に該当しないものと考えます。

　　よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 担当委員の説明については、積雪量が多く、現地確認が実施できませんでしたので、今ほどの事務局の説明のみとします。
それでは、議案第5号の質疑を行います。
事務局の説明に対しまして、農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを採決します。お諮りします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第5号については、許可することに決定をいたしました。

議 長 次に、議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議については、8ページをご覧ください。
今月の許可申請は、1件です。

申請地は、大字関山地内、登記地目、畑が3筆、登記地積503㎡です。

位置図は、資料No.4をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま。

ただし、本案件は、追認案件であります。

内容は、申請地には既に住宅及び進入路が整備済みで、現在、空き家となっていて、この度、空き家の取引が成立することから、土地建物の状況を調査した結果、農地に申請者の父がその当時、転用の手続きを経ずに整備したものであることが判明し、申請人本人は知らない案件でありましたが、登記状況を正しい状態にして、譲渡したいことから、今回の申請に至り、申請人に指導したものであります。

それを受けて、既存建物の建築整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

本件については、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、申請者の先代によるやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、12番の齋木 壽次委員より、担当委員の説明をお願いします。

12番 去る2月10日に、事務局と現地を確認しました。
積雪が多く、地面は見えないのですが、実は昨年、隣接する土地の現地確認をした時にすでに、3筆とも、農地としての機能を失っていたところでございます。
当該住宅は、昭和30年の新築、約66年前です。
それから、昭和60年に増築をしております。これも36年前です。
事務局から農地法を十分に理解していなかったことが原因という説明がありました。これ

は申請者、代理人、工務店、行政の関係部署にも大いに責任があったと推測されます。

現在は、建設課と農業委員会が綿密な連絡をとって、こういう案件が出ることはないであろうと思います。

当時の事情を考えれば、良い方の言い方をすれば、おおらかな時代、悪く言えば、ずさん、ということが考えられます。以上をお汲み取りいただき、空き家が売れるということを考えても、皆様の寛大な処置をお願いしたいところでございます。

議 長 それでは、議案第6号の質疑を行います。
 農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
 これより、議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを採決します。お諮りします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって議案第6号については、許可することに決定をいたしました。

議 長 次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。
 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号の説明に入る前に、議案の訂正をお願いいたします。
9ページ、2番の案件であります。申請農地、高柳1丁目1031-11と書いてありますが、1013-11、その下につきましても、1013-31が、正しい地番であります。訂正をお願いいたします。よろしく申し上げます。

 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、9ページをご覧ください。

 今月の許可申請は、2件です。

 1番について、申請地は、美守1丁目地内、登記地目、田が2筆、登記地積合計319㎡です。

 位置図は、資料No.5をご覧ください。

 申請地は、都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域であることから、第3種農地です。

 ただし、本案件も追認案件であります。

 今回の申請地は、平成23年に隣接する2筆を農地法第5条第1項の許可を得て駐車場等に造成整備した際に、今回の申請地についても許可を得たと思い込んで、一体で駐車場として造成してしまったもので、平成29年から飲食店を整備する計画を立て、転用済みであると思っていたことから、工事を進めて現在に至ったものです。

 現在は、平成23年に許可を得た隣接地と、今回の申請地の一部にまたがって飲食店が整備され、今回の申請地に駐車場が整備され、整備中の車庫が整備を中断している状況です。

 今回、転用の手続きを経ずに整備したものであることが判明し、今回の申請に至り、申請人に指導したものであります。

これを受けて、建築整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。
本件については、隣接地の許可取得時に一緒に許可を得たとの思い込みと、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

譲受人は、申請地に使用貸借権を設定し、車庫の整備完了を希望しています。

2番について、申請地は、高柳1丁目地内、登記地目、畑が2筆、登記地積123㎡です。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域、第2種中高層住居専用地域であることから、第3種農地です。

現在、申請地の一部に、譲渡人が平成10年に農地法第4条第1項の許可を得て貸事務所を設置して、譲受人に賃貸していましたが、今後、その貸事務所を除却して、譲受人は、今回の申請で申請地を購入し、事務所及び駐車場の整備を希望しています。

以上、2件ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番については、2番の東條 進委員、

2番については、16番の市川 政一委員より、お願いします。

2番

冬期間であります。案件1番の申請地の現地確認につきましては、2月4日に事務局と推進委員の古川さん、私で確認いたしました。

この申請地につきましては、事務局の説明どおりであります。駐車場は、コンクリート等で整備されておりました。人には、時には思い込みや勘違いをしてしまうことが多々あり、今回の申請地につきましても始末書が提出されておるといことでございます。農地法の違反という形もとることができるわけですが、今回は、始末書の提出もされており、申請人も深く反省しておりますし、これからは、正しくやっていきたいということでもありますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

16番

事務局の説明どおりであります。

資料No.6をご覧ください。

申請地は、高柳1丁目で、市道中川関川町線の西側に面しております。

土地区画整理地内の第3種の農地で、第2種中高層住居専用地域であることから、特段問題ないと考えておりますが、よろしくご審議の方をお願いいたします。

議長

それでは、議案第7号の質疑を行います。

農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

会長

飲食店は、営業しているのでしょうか。

事務局

昨年、年末に開店されまして、営業されています。

会長

何屋さんですか。

事務局

カフェ、喫茶店です。

議 長 他にありませんか。
続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを採決します。お諮りします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第7号については、許可することに決定をいたしました。

議 長 次に、議案第8号 農地法の適用を受けない事実確認願についてを上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農地法の適用を受けない事実確認願については、10ページをご覧ください。
今月の確認願は、1件です。

申請地は、関川町2丁目地内、登記地目、田が1筆、登記地積208㎡です。
位置図は、資料No.7をご覧ください。

申請地は、妙高市が青少年学習施設「わくわくランドあらい」の施設用地の用途で整備することから、農地法、農地法施行規則に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当し、農地転用許可不要の案件であるため、農地法関係の手続きを経ることなく、平成8年に用地買収、平成9年に所有権移転の後に、施設用地として整備された土地であります。

しかし、整備後に地目を変更しなかったため、地目が田のままで現在に至っているものです。

こちらにつきましては、隣接の方から譲ってほしいという相談があり、今回の申請に至ったものです。

以上ですが、申請農地については、地目が田ではありますが、これまでの経過から非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 2番の東條 進委員より、担当委員の説明をお願いします。

2 番 案件の申請地につきましては、美守の5条申請地と同日に確認させていただきました。
詳細につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりでありまして、申請地は、市道に分断されている三角地であります。

今回の大雪によりまして、冬期降雪時は、私道除雪の雪押し場となっております、町内のためにも大事な三角地であります。

通常、春から秋の管理は、わくわくランドの管理人が草刈等を綺麗にやっております。
問題ないものと思われまので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、議案第8号の質疑を行います。
農業委員の皆様、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたら

お願いします。

17番 地目が田になっていますが、非農地なので、今後、隣の方が買いたいので、地目変更してくださいという話ですよね。

事務局 今後、今回非農地の判定をいただきましたら、その証明をもちまして、地目を雑種地に変更して、この隣接者に譲り渡すという流れになっています。

議長 他にありませんか。

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第8号 農地法の適用を受けない事実確認願についてを採決します。お諮りします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第8号については、許可することに決定をいたしました。

議長 次に、議案第9号 農用地利用集積計画についてを上程します。
議案第9号のうち、88番から95番は農業委員会法第31条の議事参与の制限にかかる案件ですので、最初に1番から87番までの87件を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 では、11ページ、議案第9号、農用地利用集積計画についてをご覧ください。
今月は、新規設定26件、再設定69件の合計95件です。
22ページ、79番の方が田と畑の両方がありますので、田と畑別ですと、96件になります。
まずは、そのうち87件についてご説明いたします。
11ページ、1番から14ページ、23番までは、新規分です。
すべて相対での契約で、いずれも貸付人からの要望により、賃借するものです。
13ページ、15番については、対価額が82kgと端数になっておりますが、これは3筆合わせて300kgを10アールあたりに換算したためです。
次に14ページ、24番から23ページ、87番は再設定です。
17ページ、48番、18ページ、49番、51番、20ページ、66番、23ページ、87番の対価額に端数が出ているのは、新規設定と同じく、借りている圃場に対しての賃料を10アールあたりに換算したためです。
また、15ページ、34番、16ページ、35番、36番は、賃借期間が、年単位での契約となっておりますが、これは他の圃場との賃借期間と合わせるためです。
以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは、議案第9号のうち、1番から87番に関する質疑を行います。
事務局の説明に対しまして、農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 無いようですので、続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第9号 農用地利用集積計画についてのうち、1番から87番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第9号のうち、1番から87番については、市長に要請することに決定いたしました。

議 長 続きまして、同じく議案第9号 農用地利用集積計画についてのうち、88番、89番を上程します。
88番、89番については、内田 芳昭委員に関する案件でございますので、内田委員は、農業委員会法第31条の規定により、議事参与の制限に該当するため、退席をお願いいたします。

【内田 芳昭委員 退席】

議 長 それでは、議案第9号、農用地利用集積計画についてのうち、88番、89番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 では、続きまして、23ページ、88番、89番についてご説明いたします。
内容については、新規分で、貸付人からの要望により、賃借するものです。
対価額、賃借期間等、双方での話し合いにより決定しており、経営面積、従事日数など、各要件を満たしておりますので、問題ないと思われまます。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第9号のうち88番、89番に関する質疑を行います。
農業委員の皆様から質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第9号、農用地利用集積計画についてのうち88番、89番を採決いたします。
お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第9号のうち88番、89番については、市長に要請することに決定いたしました。

議 長 内田委員の退席を解除いたします。

【内田 芳昭委員 復席】

議 長 続きます、同じく議案第9号 農用地利用集積計画についてのうち、90番、91番を上程します。

90番、91番については、竹内 則孝推進委員に関する案件でございますので、竹内推進委員は、農業委員会法第31条の規定により、議事参与の制限に該当するため、退席をお願いいたします。

【竹内 推進委員 退席】

議 長 それでは、議案第9号、農用地利用集積計画についてのうち、90番、91番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 23ページ、90番、24ページ、91番についてご説明いたします。

内容については、90番が新規分で、91番が再設定です。

対価額、賃借期間等、双方での話し合いにより決定しており、経営面積、従事日数など、各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、議案第9号のうち90番、91番に関する質疑を行います。

農業委員の皆様から質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第9号、農用地利用集積計画についてのうち90番、91番を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号のうち90番、91番については、市長に要請することに決定をいたしました。

議 長 竹内推進委員の退席を解除いたします。

【竹内 推進委員 復席】

議 長 続きます、同じく議案第9号 農用地利用集積計画についてのうち、92番から95番を上程します。

92番から95番については、私、安原 義之に関する案件でありますので、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、議長交代の上、退席します。

【安原 会長 退席】

議 長 議長を交代します。

(職務代理) 議案第9号 農用地利用集積計画についてのうち、92番から95番について、事務局

からの説明をお願いします。

事務局 では、24ページ、92番から95番についてご説明します。
内容については、再設定です。
対価額、貸借期間等、双方での話し合いにより決定しており、経営面積、従事日数など、各要件を満たしておりますので、問題ないと思われます。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第9号の92番から95番に関する質疑を行います。
(職務代理) 農業委員の皆様から質問、意見等がありましたらお願ひします。

議 長 ありませんか。
(職務代理) 続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問、意見等がありましたらお願ひします。

議 長 ありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。
(職務代理) これより、議案第9号 農用地利用集積計画についてのうち、92番から95番を採決
します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
(職務代理) よって、議案第9号のうち92番から95番については、市長に要請することに決定を
いたしました。

議 長 安原会長の退席を解除いたします。
(職務代理)

【安原 会長 復席】

議 長 次に、議案第10号 令和3年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定に
ついてを上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、25ページ、議案第10号、令和3年、農作業労賃及び農業用機械利用料金
の参考額の決定についてをご覧ください。

先月の総会におきまして、料金の検討部会で検討した結果、令和2年度と金額につい
てはすべて同額になったこと、金額の表現については、参考額という言葉に統一する
という結果を報告させていただきました。また、先月の総会の中で、摘要欄の賃金
料金に含まない経費について、明記した方がいいというご意見を反映させていただ
いたものであります。

なお、本日、議決をいただきました暁には、その内容について、報告第9号の賃
借料情報の提供とセットで、3月25日の農協の定期配送で、市内の農家に配布を
予定しています。

内容について、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

議 長 それでは、議案第10号の質疑を行います。
事務局の説明に対しまして、農業委員の皆様から質問等がありましたらお願ひ
します。

11番 稲刈り作業、コンバインとあるのですが、そばを刈ってくれという人が結構多
くなってきたので、ここにそば刈りも入れて欲しいと思うのですが、どんなもの
でしょうか。

- 議 長 事務局、答えられますか。
時期的に、どんなものですか。
- 事務局 来年の検討材料としてもらうってことでいかがですか。
- 11番 よろしく願います。
- 議 長 そういうことでよろしいでしょうか。
願います。
それまでに事務局で勉強していただいて、金額を出していただくよう、よろしく願います。
- 議 長 他にございませんか。
無いようですので、続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたら願います。
- 議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第10号 令和3年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第10号については、原案のとおり決定をいたしました。
- 議 長 議案の審議については、全て終了しましたので、
これにて、第36回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

議 長

_____ 印

妙高市農業委員会署名委員

_____ 印

妙高市農業委員会署名委員

_____ 印